

2024年9月24日

クラブライセンス判定結果発表および説明会

2024年9月24日(火) 17:30～

Jリーグ会議室および Web ミーティングシステムにて実施

登壇: クラブライセンスマネージャー 大城 亨太

陪席: 執行役員 青影 宜典

司会: 広報部長 仲村 健太郎

[司会(仲村広報部長)より説明]

クラブライセンス判定の説明会を行います。

[クラブライセンス事務局 大城クラブライセンスマネージャー より説明]

2025 シーズンJ3ライセンス判定結果について(新たにJ3入会を希望するクラブの判定)

<https://aboutj.league.jp/corporate/pressrelease/post.php?code=cb5adc5a-a485-4101-b30e-7ba421ffafe5&y=&m=&q=>

本日開催した理事会で、2025 シーズンJ3クラブライセンスの申請があったクラブ(J3入会を希望するクラブ)に関する判定結果について、次の通り決定いたしました。

申請がありましたJFLに所属するラインメール青森、栃木シティフットボールクラブ(新規申請クラブ)、クリアソン新宿、ヴィアティン三重、レイラック滋賀、高知ユナイテッドSC、ヴェルスバ大分の7クラブ全てにJ3クラブライセンスの交付が決定いたしました。

なお、クリアソン新宿は2024シーズンに引き続き、施設基準に課題があるものの、東京23区というホームタウンの特性に鑑みJ3ライセンスの交付を決定しました。

J3入会のステップについては、クラブライセンスが交付されたクラブには、10月の理事会以降、別途Jリーグ入会審査をいたします。主に平均入場者数、入場料収入等を審査し、理事会にて入会の可否について改めて決議していただきます。

■判定結果 J3クラブライセンス交付

ラインメール青森、栃木シティフットボールクラブ(新規申請クラブ)、クリアソン新宿、ヴィアティン三重、レイラック滋賀、高知ユナイテッドSC、ヴェルスバ大分

2025 シーズンJ1・J2ライセンス判定結果について

<https://aboutj.league.jp/corporate/pressrelease/post.php?code=1a3ee3ed-dcfd-46e3-8914-53e28a2fdf93&y=&m=&q=>

FIB 決定による 2025 シーズンJ1 クラブライセンス判定の概要についてご説明いたします。

主なトピックス



- (1) **49クラブ**にJ 1クラブライセンスを交付
11クラブにJ 2クラブライセンスを交付
(J 2クラブライセンスを**F C大阪**が新たに取得)
- (2) 施設基準の例外適用申請クラブは、15クラブ
J 1クラブライセンス：岩手・秋田・いわき・水戸・金沢・藤枝・鹿児島・琉球
J 2クラブライセンス：八戸・福島・相模原・沼津・奈良・今治・宮崎
- (3) **金沢・広島・長崎**にて、**新スタジアム**が開業

2

(1)49 クラブにJ1クラブライセンスを交付

11 クラブにJ2クラブライセンスを交付(F C大阪が新たにJ2クラブライセンスを取得)

(2)施設基準の例外適用申請クラブは、15 クラブ

将来的なスタジアム、トレーニング施設等の設備をお約束していただく例外適用を申請したクラブは 15 クラブとなりました。

J1クラブライセンス:岩手・秋田・いわき・水戸・金沢・藤枝・鹿児島・琉球

J2クラブライセンス:八戸・福島・相模原・沼津・奈良・今治・宮崎

(3)金沢・広島・長崎にて、新スタジアムが開業

1. Jリーグクラブライセンス制度の概要

1 - 1. 今回の決定で交付されるクラブライセンス



J 1・J 2クラブライセンスはクラブライセンス交付第一審機関(FIB)によって判定が行われる。今回交付されるクラブライセンスはJ 1・J 2クラブライセンスのみであり、J 1・J 2クラブライセンス基準のうち「A等級」に指定されている基準を全て充足していると判定されれば交付となる。

ライセンス	内容	判定機関
AFCクラブライセンス	AFCクラブライセンス (ACL参加資格)	クラブライセンス交付第一審機関 (F I B)
J 1クラブライセンス	国内ライセンス	クラブライセンス交付第一審機関 (F I B)
J 2クラブライセンス	国内ライセンス	クラブライセンス交付第一審機関 (F I B) ※2024シーズンまではJリーグ理事会
J 3クラブライセンス	国内ライセンス	Jリーグ理事会

- ◆ J 1・J 2クラブライセンスが不交付となった場合は、J 3クラブライセンスの判定がJリーグ理事会にて行われる
- ◆ 2024/25シーズンのA C Lに出場するためのA F Cクラブライセンスは、2024年5月に交付済

4

Jリーグのカレンダーと ACL Elite/ACL Two の AFC のカレンダーがずれているということもあり、クラブライセンスは 4 種類となります。2024/25 シーズンの ACL に出場するための AFC クラブライ

センスは、2024年5月に交付済みです。今回ご説明するのは、2025シーズンのJ1・J2のクラブライセンスとなります。

昨年までは、J2クラブライセンスについてはJ3と同じように理事会での判定としていましたが、今シーズンからJ1と同じようにクラブライセンス交付第一審機関(FIB)での判定となります。

1-2. 決定を行う機関



(1) クラブライセンス交付第一審機関 (FIB)

- ◆ クラブから提出された申請書類に基づき、J1・J2クラブライセンスの審査および決定を行うJリーグとは独立した第三者機関
- ◆ 構成員は4名（弁護士2名、公認会計士2名）

(2) クラブライセンス交付上訴機関 (AB)

- ◆ 上訴権者がFIBの決定に対して不服があり上訴を行った場合に、FIBの決定について審査を行い、FIBの決定を支持するまたは新たな決定を行う機関
- ◆ FIB同様にJリーグとは独立した第三者機関
- ◆ 構成員は3名（弁護士2名、公認会計士1名）
- ◆ クラブが上訴を行える（上訴権者となる）のは以下のいずれかの場合
 - ・ クラブライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合
 - ・ 制裁付きでクラブライセンスの交付を受けた場合
 - ・ クラブライセンスの取消しの決定を受けた場合

5

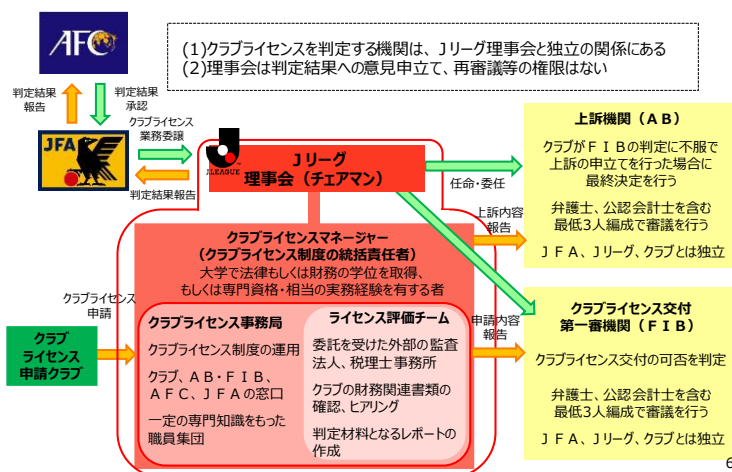
(1) クラブライセンス交付第一審機関(FIB)

昨年から人数等が変更になっています。構成員は4名で弁護士2名、公認会計士2名となります。

(2) クラブライセンス交付上訴機関(AB)

クラブへの判定結果の通知はこれからになりますので、現時点で上訴の有無は不明ですが、制度上、上訴期間も設定されています。構成員は3名で弁護士2名、公認会計士1名となります。

1-3. J1クラブライセンス制度に関する組織構成



6

AFC から日本サッカー協会(JFA)にクラブライセンス判定承認の指示が来ており、日本においてはJFA からJリーグに委譲する形でクラブライセンス制度の運用を行っています。

第一審機関(FIB)と上訴機関(AB)の審査員の任命はJリーグの理事会が行いますが、判定については完全に独立した第三者機関となります。

Jクラブからの申請をクラブライセンス事務局で整理をした上で、FIB に審査をしていただきます。

1 - 4. 決定までの主なスケジュール



日程	内容
[2023年] 12月31日～ 4月1日	クラブが2023年度決算着地見込および2024年度予算を提出[決算日期限] (※1)
[2024年] 1月17日	クラブライセンス事務局がクラブに対し、2025シーズンのクラブライセンス申請要領通知
4月1日～ 7月1日	クラブが2023年度の決算書・税務申告書など財務関係書類を提出[決算日から90日以内] (※1)
7月1日	クラブライセンス申請書類すべての提出期限
5月8日～ 8月31日	クラブライセンス事務局・評価チームによるヒアリング調査 ・今季は35クラブに実施 ・経営上の課題等があると判断されるクラブについては、その確認と洗い出しを行う ・一部のクラブに対し、F I B が直接ヒアリングを実施
9月5日～ 9月20日	F I B による判定会議
9月24日	クラブライセンス判定の決定内容発表

※1 クラブの決算月は12月、1月、3月のいずれかのため、クラブにより期限が異なる

※2 F I B および A B とクラブライセンス事務局は定期的に会議を実施し、申請書類の内容の精査、確認事項の洗い出しを行っている。

7

12月～1月に決算を迎えるクラブが多いので、クラブより2023年度決算着地見込および2024年度予算を提出いただきました。

5月から8月にかけてはクラブライセンス事務局と評価チームが、財務基準状況を確認するためにいくつかの監査法人のサポートを受け、今季は35クラブの調査を実施しました。

一部報道にありましたが、今年はFIBが直接ヒアリングを行うクラブがありました。クラブ数も多いので、9月の上旬からいくつかのFIBによる判定会議を設けまして、本日その内容を発表するに至っています。

2. 判定結果、制裁および特記事項など

J1クラブライセンス判定結果

J1クラブライセンス交付 49 クラブ。不交付クラブなし。

※施設基準の例外適用申請クラブは、岩手、秋田、いわき、水戸、金沢、藤枝、鹿児島、琉球

2-1. J1クラブライセンス判定結果



J1クラブライセンス判定結果

判定結果	クラブ数	備考
J1クラブライセンス交付	49	札幌・岩手・仙台・秋田・山形・いわき・鹿島・水戸・栃木・群馬・浦和・大宮・千葉・柏・FC東京・東京V・町田・川崎F・横浜FM・横浜FC・湘南・甲府・松本・新潟・富山・金沢・清水・磐田・藤枝・名古屋・岐阜・京都・G大阪・C大阪・神戸・岡山・広島・山口・讃岐・徳島・愛媛・福岡・北九州・鳥栖・長崎・熊本・大分・鹿児島・琉球 ・施設基準の例外適用申請クラブは、 岩手・秋田・いわき・水戸・金沢・藤枝・ 鹿児島・琉球
J1クラブライセンス不交付	0	該当クラブなし

9

J2クラブライセンス判定結果

J2クラブライセンス交付 11 クラブ。不交付クラブなし。

- ・ FC大阪が新たにJ2クラブライセンスを取得しました。
- ・ 長野は停止条件付にてJ2クラブライセンスを取得しました。
- ・ 判定に対する事項として、長野に対して是正通達をしています。

※施設基準の例外適用申請クラブは、八戸、福島、相模原、沼津、奈良、今治、宮崎

2-2. J2クラブライセンス判定結果



J2クラブライセンス判定結果

判定結果	クラブ数	備考
J2クラブライセンス交付	11	八戸・福島・YS横浜・相模原・長野・沼津・FC大阪・奈良・鳥取・今治・宮崎 ・FC大阪が新たにJ2クラブライセンスを取得 ・長野は停止条件付にてJ2クラブライセンスを取得 ・施設基準の例外適用申請クラブは、 八戸、福島、相模原、沼津、奈良、今治、宮崎
J2クラブライセンス不交付	0	該当クラブなし

判定に付帯する事項

	クラブ数	備考
是正通達	1	長野

10

(1) 停止条件付交付とは

- ◆ クラブライセンス交付判定についての停止条件があり、期限（11/24）までに F I B より通知された停止条件を充足した場合に限り、クラブライセンス付与の効力が発生する（11/24は11月理事会の開催予定日の前日）
 - ◆ よって、クラブライセンス判定時には規則上「Jライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合」に該当すると扱われ、クラブは上訴申立てを行うことができる（J 1・J 2 クラブライセンス交付規則 第25条第2項）
- ※停止条件付交付は2014年の鳥取以来

(2) 停止条件の内容

- ◆ 審査過程で得たクラブ経営に関わる情報を検討のうえで F I B が決定した停止条件であるため、内容の詳細に関する Jリーグからの開示は行わない

(3) 今後のスケジュール

- ◆ 11/24までに、クラブが停止条件の充足を確認できる客観的資料をクラブライセンス事務局に提出する予定。これにより条件充足が確認されれば、クラブライセンス付与の効力が発生する
- ◆ 11/25までに改めて、Jリーグより停止条件付交付クラブの状況を踏まえたクラブライセンス交付の最終結果について発表する予定

11

(1)停止条件付交付とは

クラブライセンス交付判定について、停止条件が設定されており、11月24日が期限となっています。その日までに FIB より通知された停止条件を充足した場合に限り、クラブライセンス付与の効力が発生します。よって交付はされているけれど、停止の状況が続いているということになります。

位置づけとしては、規則上は「Jライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合」に該当すると扱われ、クラブは上訴の申し立てを行うことが出来ます。停止条件交付は 2014 年に鳥取に付与されて以来となります。

(2)停止条件の内容

11月24日までの停止条件の内容の詳細は、審査過程で得たクラブ経営に関する情報を決定したうえで、FIB が決定した停止条件であるため、内容の詳細はリーグから開示いたしません。

(3)今後のスケジュール

11月24日までに、クラブが停止条件の充足を確認できる客観的資料をクラブライセンス事務局に提出いただく予定です。これにより条件充足が確認されれば、クラブライセンス付与の効力が発生します。

11月25日までに改めて、Jリーグより停止条件付交付クラブの状況を踏まえたクラブライセンス交付の最終結果について公表させていただきます。

2 - 4. B 等級基準の未充足による制裁



(1) B 等級基準とは

- ◆ J 1・J 2 クラブライセンス交付規則では、内容の重要性に応じて、基準を A・B・C の 3 つの等級に区分している。
- ◆ A 等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されない。
- ◆ **B 等級の基準を充足していない場合には、クラブライセンスは交付されるものの、クラブライセンス交付と同時に制裁を科され得る。**
(J 1・J 2 クラブライセンス交付規則 第7条、第8条)

(2) 施設に関する B 等級基準の例

- ◆ 衛生施設 (J 1・J 2 クラブライセンス交付規則 第33条 I .08)
スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えなければならない。
- ◆ 屋根 (J 1・J 2 クラブライセンス交付規則 第33条 I .09)
スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。

※ 以上は例示であり、B 等級の基準は他にもある。

12

B 等級基準の未充足による制裁

クラブライセンスの基準は A、B、C の 3 つの等級に分かれており、B 等級は充足していなくてもクラブライセンスは交付されますが、制裁が科され得ることになっています。施設に関しては、スタジアムのトイレと屋根のカバー率に関する基準を B 等級として設定しています。

2 - 4. B 等級基準の未充足による制裁



(3) 制裁内容

- ◆ **トイレの数の不足のみが制裁対象の場合 (該当なし)**
 - ・ 対象スタジアム名の公表
 - ・ トイレ洋式化の計画もしくは構想の提出 [期限：2024年11月末]
- ◆ **屋根のカバー率の不足のみが制裁対象の場合 (26クラブ)**
 - ・ 対象スタジアム名の公表
 - ・ 屋根のカバー率不足への改善策もしくは構想の提出 [期限：2024年11月末]
- ◆ **トイレの数、屋根のカバー率の不足がいずれも制裁対象の場合 (1クラブ)**
 - ・ 対象スタジアム名の公表
 - ・ スタジアム環境の抜本的な改善に向けた以下の計画および報告の提出
 - ① 2024年7月から2024年11月までの活動報告 [期限：2024年11月末]
 - ② 2025年活動計画 [期限：2024年11月末]
 - ③ 2024年12月から2025年6月までの活動報告 [期限：2025年6月末]
 - ・ 活動報告および活動計画に関連し、クラブライセンス事務局が個別文書を発信する可能性あり

13

制裁の内容につきましては、トイレ、屋根のカバー率が不足している対象スタジアムの公表、改善計画の提出という形となっています。両方が不足している場合は、抜本的な改善ということで、細かく改善の状況を確認させていただくことになります。

49 クラブの内、トイレと屋根、ともに未充足で両方の制裁を受けているクラブはブラウブリッツ秋田の 1 クラブです。

屋根に関しては 26 クラブ(ヴァンラーレ八戸、いわてグルージャ盛岡・モンテディオ山形・いわきFC・ザスパクサツ群馬・大宮アルディージャ・柏レイソル・横浜FC・湘南ベルマーレ・SC相模原・ヴァンフォーレ甲府・松本山雅FC・カタレ富山・清水エスパルス・ジュビロ磐田・FC大阪・奈良クラブ・ガイ

ナレ鳥取・ファジアーノ岡山・カマタマーレ讃岐・愛媛FC・テゲバジャーロ宮崎・鹿児島ユナイテッドFC・FC琉球)です。

2-4. B等級基準の未充足による制裁



(4) スタジアムに関するB等級基準の充足状況

		クラブ数	クラブ名
制裁なし	基準充足(屋根・トイレ)	33	札幌・仙台・鹿島・水戸・栃木・浦和・千葉・FC東京・東京V・町田・川崎F・横浜FM・長野・新潟・金沢・藤枝・沼津・名古屋・岐阜・京都・G大阪・C大阪・神戸・広島・山口・徳島・今治・福岡・北九州・鳥栖・長崎・熊本・大分
	制裁免除(スタジアム新設・改修)	0	該当クラブなし
制裁あり	制裁(トイレのみ不足)	0	該当クラブなし
	制裁(屋根のみ不足)	26	八戸・岩手・山形・福島・いわき・群馬・大宮・柏・横浜FC・YS横浜・湘南・相模原・甲府・松本・富山・清水・磐田・FC大阪・奈良・鳥取・岡山・讃岐・愛媛・宮崎・鹿児島・琉球
	制裁(トイレ・屋根とも不足)	1	秋田

◆下線クラブは60%ルールよりトイレ制裁免除。2013年申請(2014シーズン)以降、トイレの数について基準未充足であっても判定の計算根拠となる観客席の数を「満員」から「60%入場」を母数として判定した場合に基準を充足していれば、制裁を免除している(60%ルール)
◆スタジアムの新設または大規模改修工事が、着工もしくは首長または事業責任者より発表されているクラブについても制裁を免除している

2-4. B等級基準の未充足による制裁



(5) 制裁対象

[]内はクラブ名

制裁対象	クラブ数	スタジアム名
トイレの数・屋根のカバー率いずれも不足	1	・ソユースタジアム(秋田)
屋根のカバー率のみ不足	26	<ul style="list-style-type: none"> ・プライブズスタジアム(八戸) ・いわきスタジアム(岩手) ・NDソフトスタジアム山形(山形) ・とうほう・みんなのスタジアム(福島) ・ハワイアンスタジアムいわき(いわき) ・正田醤油スタジアム群馬(群馬) ・NAC K Sスタジアム大宮(大宮) ・三協フロンテア相スタジアム(相) ・ニッパツ三ツ沢球技場(横浜FC・YS横浜) ・レモンガススタジアム平塚(湘南) ・相模原キオンスタジアム(相模原) ・J I Tリサイクリングスタジアム(甲府) ・サンプロ アルウィン(松本) ・富山県総合運動公園陸上競技場(富山) ・I A Iスタジアム日本平(清水) ・ヤマハスタジアム(磐田)(磐田) ・東大阪市花園ラグビー場(FC大阪) ・ロートフィールド奈良(奈良) ・Axissバードスタジアム(鳥取) ・シテライトスタジアム(岡山) ・Pikaraスタジアム(讃岐) ・ニンジニアスタジアム(愛媛) ・いちご宮崎新富サッカー場(宮崎) ・白波スタジアム(鹿児島) ・タビック県総ひやごんスタジアム(琉球)

スタジアム名の公表ということで、対象となるスタジアム名を記載いたしました。

B等級基準は施設基準以外にも人事体制・組織運営基準で設定しています。リーガルアドバイザー(法律顧問)については施設基準と同じように充足しているかどうかで制裁を科すかどうかという判断となります。テクニカルダイレクター、トップチームのゴールキーパーコーチ、トップチームのフィットネスコーチの配置については、昨年も同様ですが、未充足であっても制裁は科さないという対応をしています。

2-4. B等級基準の未充足による制裁



(6) 人事体制・組織運営基準におけるB等級基準

- ◆ リーガルアドバイザー（法律顧問）の任命
- ◆ 資格要件を満たすテクニカルダイレクター、トップチームのゴールキーパーコーチ、トップチームのフィットネスコーチを配置（J2ライセンスにおいては不在でもよい）

(7) 本年度の判定における対応

- ◆ テクニカルダイレクター、トップチームのゴールキーパーコーチ、トップチームのフィットネスコーチについては、AFC基準の改定に伴いB基準となったが、Jリーグとして基準に充足する者の配置を強く推奨するには至っていないため、昨年度に引き続き本年度のJ1クラブライセンスの判定においても、未充足であっても制裁を科さない対応となった
 - ・ テクニカルダイレクターについては、GM、強化部長といった役職の方が想定されるが、リーグとしてライセンス保有者を推奨してきたことはなく、現状資格保有者でないケースも多い
 - ・ ゴールキーパーコーチおよびフィットネスコーチについては、専門のライセンスを取得する必要があるが、改定を受けて短期で取得することは極めて困難

16

J1ライセンスは国際的な AFC ライセンスの基準を充足しないといけないルールです。こちらの3つの担当者については、AFC 基準の改定に伴って日本においても B 等級基準に引き上げられることになってしまいましたが、これまでリーグとしてこうした担当者の配置を強く推奨するには至っておらず、また求められている資格もなかなか高く、1、2年で取得できる資格ではないことから、制裁を科さないことになっています。

テクニカルダイレクターは日本では、GM、強化部長が該当しますが、AFC では指導者ライセンスの資格を持たなくてはならないルールになっています。GM、強化部長等には、それまでは指導者ライセンスの取得を推奨していないので、これらの担当者が指導者ライセンスの保有者ではないケースがあります。

ゴールキーパーコーチ、フィットネスコーチには専門のライセンスが規定されていますが、短期で取得するのが困難なため、3つの資格については制裁を科さないという判断を審査員の方々にしていただきました。

2-5. 施設基準判定結果概要



(1) 2024シーズン J1クラブ

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり		クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根	トイレ		スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根	トイレ
札幌	◎	◎	◎	◎	新潟	◎	◎	◎	◎
鹿島	◎	◎	◎	◎	磐田	◎	◎	×	◎
浦和	◎	◎	◎	◎	名古屋	◎	◎	◎	◎
柏	◎	◎	×	◎	京都	◎	◎	◎	◎
FC東京	◎	◎	◎	◎	G大阪	◎	◎	◎	◎
東京V	◎	◎	◎	◎	C大阪	◎	◎	◎	◎
町田	◎	◎	◎	◎	神戸	◎	◎	◎	◎
川崎F	◎	◎	◎	◎	広島	◎	◎	◎	◎
横浜FM	◎	◎	◎	◎	福岡	◎	◎	◎	◎
湘南	◎	◎	×	◎	鳥栖	◎	◎	◎	◎

【凡例】
 ◎ : 15,000人以上(入場可能数)
 ○ : J1基準充足(トレーニング施設)
 ○ : 基準充足(屋根・トイレ)
 △ : 10,000人以上15,000人未満(入場可能数)
 ○ : J1基準未充足(トレーニング施設)
 ○ : 未充足のため制裁対象(屋根・トイレ)
 ○ : 未充足であるが60%ルールにより制裁免除(トイレ) 赤字: 新設・改修により基準を充足・クリア
 青字: 改修を実施

17

2 - 5. 施設基準判定結果概要



(2) 2024シーズン J2クラブ

例外適用を申請しJ1ライセンスを取得したクラブ

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり		クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根	トイレ		スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根	トイレ
仙台	◎	◎	◎	◎	清水	◎	◎	x	○
秋田	*1 ◎	△	x	x	藤枝	△	△	◎	◎
山形	◎	◎	x	○	岡山	◎	◎	x	○
いわき	*1 x	△	x	◎	山口	◎	◎	◎	○
水戸	△	◎	◎	◎	徳島	◎	◎	◎	◎
栃木	◎	◎	◎	◎	愛媛	◎	◎	x	◎
群馬	◎	◎	x	◎	長崎	◎	◎	◎	◎
千葉	◎	◎	◎	◎	熊本	◎	◎	◎	○
横浜FC	◎	◎	x	◎	大分	◎	◎	◎	◎
甲府	◎	◎	x	○	鹿児島	*1 △	△	x	◎

*1 秋田・いわき・鹿児島：新スタジアム整備に関する特記事項あり

◎ : 15,000人以上(入場可能数) : J1基準充足(トレーニング施設) : 基準充足(屋根・トイレ)	× : 5,000人以上10,000人未満(入場可能数) : 未充足のため制裁対象(屋根・トイレ)
○ : 未充足であるが60%ルールにより制裁免除(トイレ)	赤字 : 新設・改修等により基準を充足・クリア
△ : 10,000人以上15,000人未満(入場可能数) : J1基準未充足(トレーニング施設)	青字 : 改修を実施

2 - 5. 施設基準判定結果概要



(3) 2024シーズン J3クラブ

例外適用を申請しJ1ライセンスを取得したクラブ

クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり		クラブ	J1基準		未充足の場合制裁あり	
	スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根	トイレ		スタジアム 入場可能数	トレーニング 施設	スタジアム 屋根	トイレ
八戸	x	△	x	◎	沼津	x	△	◎	◎
岩手	*1 x	△	x	○	岐阜	◎	◎	◎	○
福島	x	△	x	◎	FC大阪	◎	△	x	○
大宮	◎	◎	x	◎	奈良	x	△	x	◎
YS横浜	◎	△	x	◎	鳥取	△	◎	x	○
相模原	*1 x	△	x	◎	讃岐	◎	◎	x	○
松本	◎	◎	x	○	今治	x	△	◎	◎
長野	◎	△	◎	◎	北九州	◎	◎	◎	◎
富山	◎	◎	x	○	富崎	x	△	x	◎
金沢	△	◎	◎	◎	琉球	*1 △	◎	x	◎

*1 岩手・相模原・琉球：新スタジアム整備に関する特記事項あり

◎ : 15,000人以上(入場可能数) : J1基準充足(トレーニング施設) : 基準充足(屋根・トイレ)	× : 5,000人以上10,000人未満(入場可能数) : 未充足のため制裁対象(屋根・トイレ)
○ : 未充足であるが60%ルールにより制裁免除(トイレ)	赤字 : 新設・改修等により基準を充足・クリア
△ : 10,000人以上15,000人未満(入場可能数) : J1基準未充足(トレーニング施設)	青字 : 改修を実施

2024シーズンのJ1・J2・J3クラブにおいて、施設基準に関してスタジアムとトレーニング施設の屋根とトイレのカバー率をクラブごとに記載したものです。

金沢、広島、長崎についてご説明いたします。金沢、広島についてはすでに公式試合が開催されています。

長崎には新たにジャパネットグループが建設する長崎スタジアムシティ内に約 20,000 席の新フットボールスタジアム「PEACE STADIUM Connected by SoftBank」が開業する予定です。今シーズンの明治安田J2リーグ 3 試合を開催予定で、10月6日のJ2第34節 大分トリニータ戦が初戦となります。是非メディアの皆さんにも取り上げていただければと思います。

2-6. 主な施設の改善状況



施設整備の進捗について

- ◆長崎に新たなフットボールスタジアムが開業
- ・ジャパネットグループが建設する長崎スタジアムシティ内に約20,000席の新フットボールスタジアム「PEACE STADIUM Connected by SoftBankJ」が開業。
- ・今シーズンの J 2 リーグで 3 試合を開催。10月6日の J 2 リーグ大分トリニータ戦が初戦となる。



提供：長崎スタジアムシティ 20

2-7. 是正通達



(1) 是正通達とは

クラブライセンス交付判定に付帯して、クラブ経営上是正すべき点があると F I B が判断したクラブに対し、是正措置を通達するもの。(J 1 ・ J 2 クラブライセンス交付規則 第 15 条)

趣旨としては、「F I B による制裁またはクラブライセンス不交付」という強制力を行使する前に、クラブが自ら経営を改善し、「債務超過」および「3 期連続赤字」とならないよう、強い指導を行うものである。

(2) 対象クラブへの是正通達の概要

- ◆ 2024 年度予算進捗を J リーグに定期的に報告すること
- ◆ 2025 年度予算の編成方針及び進捗状況を J リーグに説明すること
- ◆ 資金繰りの状況を J リーグに定期的に報告すること

※上記は2025年申請の対象クラブへの通達概要であり、過去の対象クラブへの通達概要と同一ではない。

	クラブ数	備考
是正通達	1	長野

21

続きまして是正通達のご説明です。是正通達とは、クラブライセンス交付規則第 15 条に定められていて、クラブ経営上是正すべき点があると F I B が判断したクラブに対し、是正措置を通達されるものです。今回は長野が対象となりました。趣旨としては、F I B による制裁またはクラブライセンス不交付という強制力を行使する前に、クラブ自らが経営を改善することを強く指導するものです。

是正通達の詳細な内容は開示しませんが、主な点については以下の通りです。

- ・ 2024 年度予算進捗を J リーグに定期的に報告すること
- ・ 2025 年度予算の編成方針および進捗状況を J リーグに説明すること
- ・ 資金繰りの状況を J リーグに定期的に報告すること

是正通達の内容については対象クラブごとに様々になりますので、過去の対象クラブへの通達と同じものではありません。

2 - 8. 特記事項



(1) 特記事項とは

クラブライセンスの判定結果に直接は関係ないが、クラブに注意喚起を行っておくべき事項を通知するもの

(2) 特記事項の内容

	クラブ数	備考
財務	9	東京V・横浜FC・福岡・北九州・鳥栖・鹿児島・YS横浜・相模原・鳥取 (Jリーグが予算進捗・編成等について随時ヒアリングを行う)
スタジアム	6	岩手・秋田・いわき・鹿児島・琉球・相模原 (Jリーグが新スタジアム整備に向けた進捗状況について随時ヒアリングを行う)
制裁免除 (トイレ60%ルール)	13	岩手・山形・甲府・松本・富山・清水・岐阜・岡山・山口・讃岐・熊本・FC大阪・鳥取
制裁免除 (スタジアム新設・改修)	0	該当クラブなし
制裁免除 (人事体制)	42	札幌・岩手・仙台・秋田・山形・いわき・鹿児島・水戸・栃木・群馬・浦和・大宮・千葉・柏・東京V・町田・横浜FC・甲府・新潟・富山・金沢・清水・藤枝・名古屋・岐阜・京都・G大阪・C大阪・神戸・岡山・広島・山口・讃岐・徳島・愛媛・福岡・北九州・鳥栖・長崎・熊本・鹿児島・琉球
施設基準例外適用 (猶予期間)	15	岩手・秋田・いわき・水戸・金沢・藤枝・鹿児島・琉球・八戸・福島・相模原・沼津・奈良・今治・宮崎

22

2 - 8. 特記事項



(3) スタジアムに関する特記事項について

- ◆ 秋田、鹿児島、琉球の3クラブは、過去に上位ライセンス取得のため、スタジアム基準で定める、「改修時にすべての観客席への屋根設置」を免除した経緯がある。
- ◆ 2023年のライセンス判定では、いずれの地域においても新スタジアム整備に向けた意向が表明されたことから、クラブライセンス交付となった。
- ◆ 2024年のライセンス判定では、いずれの地域においても昨年から一定の進捗の確認が認められたことからクラブライセンス交付となった。

	秋田	鹿児島	琉球
経緯および現状	<ul style="list-style-type: none"> 2019シーズンのクラブライセンス申請において、県・市の新スタジアム整備の意向を受け、ソユースタジアムへの屋根設置が免除され、J2クラブライセンスが交付された しかしながら、その後6年が経過している現時点においても、新スタジアム整備に関する基本計画すら策定されておらず、実現が不透明であると言わざるを得ない状況であるが、昨年から一定の進捗が確認できた判断 	<ul style="list-style-type: none"> 2018シーズンのクラブライセンス申請において、県・市の新スタジアム整備の意向を受け、白波スタジアムへの屋根設置が免除され、J2クラブライセンスが交付された しかしながら、その後7年が経過している現時点においても、新スタジアム整備に関する基本計画すら策定されておらず、実現が不透明であると言わざるを得ない状況であるが、昨年から一定の進捗が確認できた判断 	<ul style="list-style-type: none"> 2018シーズンのクラブライセンス申請において、県からの新スタジアム整備の意向を受け、タピック県総合体育センタースタジアムへの屋根設置が免除され、J2クラブライセンスが交付された しかしながら、その後7年以上が経過している現時点においても、新スタジアム整備に関する具体的な進展は確認できていない状況であるが、昨年から一定の進捗が確認できた判断

23

続きまして特記事項です。確定した判定について FIB より各クラブに決定書という通知文書を送付いたします。判定結果とは直接関係ありませんが、クラブに注意喚起を行っておくべき事項を通知するものです。

財務については 9 クラブ(東京V・横浜FC・福岡・北九州・鳥栖・鹿児島・YS横浜・相模原・鳥取)について、Jリーグが予算進捗・編成等について随時ヒアリングを行います。

スタジアムについては 6 クラブ(岩手・秋田・いわき・鹿児島・琉球・相模原)に対して、Jリーグが新スタジアム整備に向けた進捗状況について随時ヒアリングを行います。

制裁免除、人事体制についてはすでにご説明した通りです。

施設基準例外適用(猶予期間)については、定めたスケジュールがありますので、これを適用した場合はそのスケジュール通りに実施いただくこととなります。

スタジアム関する 6 クラブは、3 クラブごとに状況が異なります。

秋田、鹿児島、琉球は、昨年度も施設基準に関する特記事項が課されていました。

経緯、年度はバラバラですが、過去上位ライセンスを取得するためにスタジアムを改修していただきましたが、その際に将来的にフットボールスタジアムを整備するという計画があるということで、全ての観客席の屋根の設置を免除した経緯があります。ただ、それぞれ数年たっても基本計画が策定されなかったり、スタジアム建設の進捗が確認できなかったということがありましたので、昨年の判定の前にいずれの地域についても、クラブとスタジアム整備の意向を示していただいたホームタウンの自治体に新スタジアム建設の意向表明を提出いただき、クラブライセンスの交付となりました。

この 2024 シーズンのライセンス判定においては、昨年あらためて表明していただいた意向の通り、スタジアム建設の計画を進めていただく必要があるものの、いずれの地域においても昨年一定の進捗が見られたということでクラブライセンス交付となりましたが、引き続きJリーグによるモニタリングが必要ということの特記事項として記載しています。

2 - 8 . 特記事項



(3) スタジアムに関する特記事項について

- ◆ 岩手、いわき、相模原の3クラブは、過去に例外規定を用いて J 2 に昇格しており、スタジアム整備に向けた猶予期間のカウントがスタートしている。
- ◆ いずれも、2025年6月末が、新スタジアムの具体的な整備計画（場所、予算、整備主体を明記）の提出期限となる。（その後、2027年6月までの着工が必要となる。）

	岩手	いわき	相模原
経緯	<ul style="list-style-type: none">• 2022シーズンに J 2 昇格• 2024年6月が計画の提出期限であったが、コロナ禍の影響を踏まえて、2025年6月まで延長	<ul style="list-style-type: none">• 2023シーズンに J 2 昇格• 2025年6月が計画の提出期限	<ul style="list-style-type: none">• 2021シーズンに J 2 昇格• 2023年6月が計画の提出期限であったが、コロナ禍の影響を踏まえて、2025年6月まで延長

岩手、いわき、相模原については、過去に例外規定を用いて J2 に昇格しており、スタジアム整備に向けた猶予期間のカウントがスタートしています。

昇格の順番順では、相模原は 2021 シーズン、岩手は 2022 シーズン、いわきは 2023 シーズンに例外規定を使って J2 に昇格しています。

次のマイルストーンとしては、昇格して 3 年以内に具体的な整備計画を提出していただくということになりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響がありましたので、相模原は 2 年、岩手は 1 年と期限が延長され、3 クラブいずれも 2025 年 6 月末が具体的な計画の提出期限となります。その背景も含めて特記事項となります。

例外規定の内容①



「競技の公平性」を向上させ、「基準充足」のためだけではなく最適な整備計画を検討でき、「理想のスタジアム」の整備が促進される2つの例外規定を制定した。

1. 競技の公平性



以下の要件を満たしていれば、例外を認め上位のライセンスを取得可能とする

【例外規定1】

以下の要件を満たす**工事が着工されていれば**、基準を充足しているものと判断する

- ✓ 申請から4年目のシーズンの開幕までに完成するスケジュールであること
- ✓ 工事期間中も試合開催に支障をきたさないと理事会が認めること

2. 基準充足に向けた投資

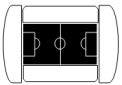


【例外規定2】

「理想のスタジアム」の4要件を満たすスタジアムの整備であれば、完成まで**5年間の猶予期間**を設け、基準を充足しているものと判断する

- ✓ 昇格後**3年以内**に、場所・予算・整備内容を備えた**具体的なスタジアム整備計画**を提出すること
- ✓ 5年以内に工事が着工されていれば、例外規定1との組み合わせも可能

3. 理想のスタジアム



【注】上記いずれの例外規定であっても、猶予期間を設定できない**照明・諸室については、従前どおりシーズン開幕までに整備する必要**がある（猶予が可能な項目は、「入場可能数」および「大型映像装置」のみ）

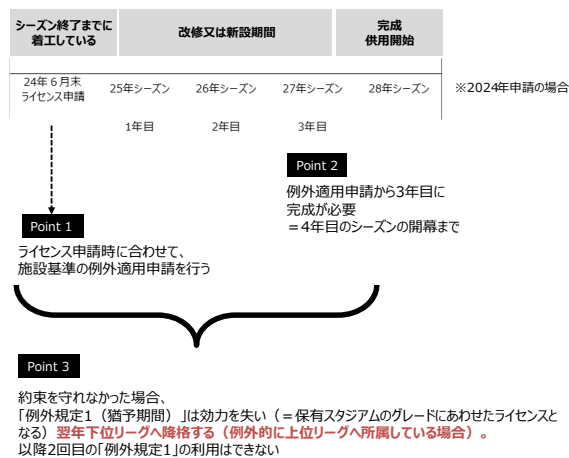
※上記例外規定設置に伴い、**トレーニング施設基準**に関しても、内容は変更せずに**猶予期間3年**を設けた

26

例外規定の内容②



例外規定1の猶予期間の考え方は以下のとおり。



27

例外規定は複雑なルールとなりますが、スタジアムの例外規定1、2、トレーニング施設の例外規定があります。いずれも将来のスタジアム整備を約束していただき、スタジアムの改修を行っている事例には先にクラブライセンスを交付することになります。

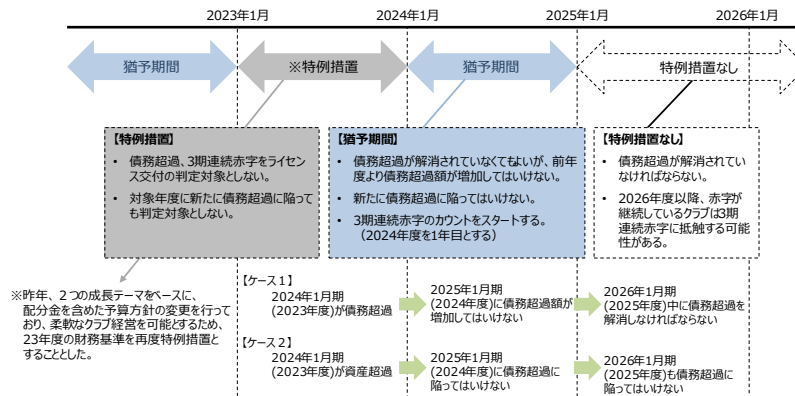
今後の財務基準



2022年12月に公表した通り、2023年度は再度特例措置とし※、それを踏まえて猶予期間を2024年度までに延長。2025年度末から元の基準に戻すこととする（特例措置なし）。

【注】シーズン移行の議論を踏まえて、今後見直しを行う可能性あり

<1月決算クラブの場合>



今後の財務基準です。新型コロナウイルスの感染拡大の影響などで配分金の見直しや、3期連続赤字の場合はライセンス交付不可としていたルールに関して、2023年度は再度特例措置とし、それを踏まえて猶予期間を2024年度までに延長していました。今年度の判定で申し上げますと、2023年度の特例措置、2024年度の猶予期間ということで、審査員の皆様にはご判断いただいています。こちらに関しては、シーズン移行の議論がありますので、今後見直しを行う可能性があります。

【質疑応答】

Q:

J2のブラウブリッツ秋田が今回、クラブライセンスが交付されましたが、進捗の件で色々ご指摘ありました。審査機関の中でブラウブリッツ秋田のスタジアムの建設について、昨年から一定の進捗が認められたということですが、分かる範囲で構いませんので具体的にどの点が評価されたのか教えてください。

A: 大城マネージャー

秋田、鹿児島、琉球の屋根設置を免除した判定については、当時、新フットボールスタジアムの整備計画があるということで特例が出されたものですが、いつまでにスタジアムを整備しなければならないと期限を定めていたものではございません。

ただ、秋田は、6年を経過しても基本計画すら策定されていないという状況でした。当時、ご説明いただいたスタジアム計画があるということは、その後、それが進んでいくということが必要で、昨年は改めて意向を確認させていただき、今年度の判定については進捗があるのかどうか、スタジアムが

整備に向かって進んでいるかどうかの一つの確認のポイントになりました。詳細については審査に関わることなのでご説明できませんが、どういった点が評価されたかという点で申し上げますと、スタジアム整備について、一定の進捗が見られたということが確認できたという判定結果です。

Q:

今回、直近になって、建設候補地が二転三転していたのが、ここ最近になって一つの案に絞り込まれましたが、その点が一定の進捗ということで評価されたのでしょうか。

A: 大城マネージャー

具体的に候補地がどうということではないのですが、我々クラブライセンス事務局と、ブラウブリッツ秋田、ホームタウンの秋田市、秋田県とは定期的に、色々と進捗状況について確認をさせていただいていました。それについては随時、審査員の先生方にも報告を行っていました。直近の動きというよりは、それらを踏まえて一定の進捗が見られたというご判断だったと思います。

Q:

ブラウブリッツ秋田もJリーグも、昨年、今年とライセンスを交付しない可能性がある、公にこれまで何度も表明されてきました。しかし結果的には交付していただいております、当初の見立てとは結果が毎年異なり続けています。不交付の可能性があるとこのこれまでの見立ては、根拠がある発言だったのかと疑問に思いました。その点についてご意見いただきたいです。

A: 大城マネージャー

地元の皆様が一番詳しいと思いますが、候補地についても二転三転しているところがありました。例えば、お示しいただいた候補地が候補地でなくなってしまうと、スタジアム構想としては進捗が見られないということになりかねないと思いますので、そういったタイミングではそのような発言がクラブからもあったのではないかと思います。

Q:

議論の中で白紙になるかもしれないというのが出てくると、不交付の可能性もあるという話になった。しかしながら結果的には白紙にはならず、二転三転したけれども少しずつ議論が進んだことが結果的には交付という判断に寄与していると、今、お話を聞いた限りでは認識しました。

A: 大城マネージャー

ご認識通りです。9月の判定会議の時に比べて昨年と比較したときに、一定の進捗が確認できたと審査員の先生方に評価していただいたのだと思います。

Q:

多くのクラブでスタジアムの建設等々に関して、いわゆる公で設ける公設や、一定の税金を頼りにする状態が見られます。一部では税金の税で“税リーグ”と揶揄するコメントも見受けられ、クラブの方向性を決めるライセンスの審査過程に関し、そのようなコメントが出るあたり少し不透明な部分、非公開であることがかなり多いというのが個人的な認識です。審査過程、審査の決め手などが今後さらに広く公開される可能性があるのかも伺います。

A: 大城マネージャー

揶揄されていると仰っていたことと、審査の進め方についての直接的なつながりについてはなんとも申し上げられません。

クラブライセンスの審査においては、ホームゲームに関して、基準を満たしたスタジアムが使えるかどうかの一つの確認の観点となっており、そのスタジアムがどのように整備されるかに関しては何かを定めているわけではありません。秋田においては当時、基準を満たしたスタジアムがなかったため、改修していただく時に屋根を付けていただかなければならなかったのですが、新スタジアムの構想と二重投資になるので避けたいというお話が地元からあったことによって屋根をつけないことを認めました。その時にご説明いただいたスタジアム構想がきちんと進んでいるかどうかを確認させていただくというのが判定の一つのポイントになっています。おっしゃったような税金をどうするかとか、スタジアム整備の主体がどこになるかという点についてまで踏み込んで確認したり、あるいは指示をしたりするものではありません。そこは地域においてそれぞれの事情で決めていただくものだと思います。

Q:

今回のJ2ブラウブリッツ秋田へのライセンス交付に際して、スタジアム計画に関する指摘が多かったかと思います。それについて、例えば計画進捗の期限を設けたり、より細かい報告をする、またリーグから人材を派遣してより深く議論するなど、そういった発言は出たのでしょうか。

A: 大城マネージャー

判定会議における議論の内容については基本的に非公開としていますので、コメントは差し控させていただきます。申し上げますのは FIB の名前で発信された決定書の中でJリーグが新スタジアム整備に向けた進捗状況について随時ヒアリングを行うという特記事項が付けられたということです。

Q:

特記事項は昨年から引き続き、逐次ヒアリングを行って、進捗状況を確認し、それを FIB に共有していくということによろしいでしょうか。

A: 大城マネージャー

ご認識の通りです。

Q:

例外規定のトレーニング施設の部分に秋田も入っていました。秋田は先月、専用練習グラウンドとクラブハウスも完成したのですが、正式稼働がまだなので今回のライセンス判定では例外規定の採用ということなのでしょうか。

A: 大城マネージャー

ご認識の通りで、今回に関しては例外規定でJ1に昇格して3年以内にJ1基準のトレーニング施設を整備するということを申請していただいています。

Q:

例外規定の中にあつた、ブラウブリッツ秋田、鹿児島ユナイテッドFC、FC琉球もですが、そのようなクラブに対して、申請のタイミングにより時間的な制限がない状況です。それに関する見直し、またいわきFCのように、2025年までに基本計画を示すなど、今後改めて計画の進捗状況が求められる可能性は、FIBとの議論も含めた話の中では出ているのでしょうか。

A: 大城マネージャー

現時点でそういった見直しについての議論を行っているということはありませんが、当時、新しい計画を進めるという説明をいただいて6、7年以上経過していますので、将来的にはそういった可能性もあるかもしれません。今、何か議論を行っているということはありません。

Q:

先ほどもブラウブリッツ秋田の質問にもありましたが、FC琉球についても昨年から一定の進捗の確認が出来てのライセンス交付ということですが、一定の進捗とはどのようなことでしょうか。

A: 大城マネージャー

一定の進捗という表現につきましては、ブラウブリッツ秋田、鹿児島ユナイテッドFC、FC琉球で事情も様々で、現状のスタジアム構想の進捗状況も異なりますので一律には申し上げにくいのと、個別クラブの判定の議論については公開することは控えさせていただいていますので、琉球がどうだといったお話はできません。昨年と比較して進捗を確認できたということです。

Q:

申請直前に、沖縄県知事と琉球の社長が会見して、知事が整備の年度を公表しました。これまで具体的な進捗が確認できていないということで、今回初めて時期を明示しましたが、その点も当然、進捗ということで認められたという理解でよろしいでしょうか。

A: 大城マネージャー

ご認識の通りです。先ほど秋田でご説明したように、クラブのホームタウンの沖縄県とは随時、情報共有はさせていただいていますので、この時のこれがということはありませんが、おっしゃるとおり沖縄県においては知事から具体的なスケジュールを提示していただいたことも一つの要素だと思います。

Q:

現在のスタジアムについての改善について 11 月までに報告するようという制裁が科されていると思います。琉球については現在ホームスタジアムが屋根の基準を満たしていないが、新スタジアムを作るとすることでJ1の申請が認められてきたのだと思います。現在のスタジアムの屋根を改善することは、二重投資になるので新しいスタジアムを作ってくださいという認識ですが、今のホームスタジアムも屋根は 3 分の 1 を満たさなければいけないのでしょうか。

A: 大城マネージャー

今、お話いただいた通りで、制裁に関しては対象スタジアムが明確に今のスタジアムになるのですが、制裁自体はクラブに課されています。今の沖縄県においては新スタジアムの計画もありますので、今のスタジアムに屋根をかけるというよりは新スタジアムの整備を進めていただくと考えています。

Q:

現ホームスタジアムで 3 分 1 の屋根を満たさないといけないというわけではないという理解でいいですか？

A: 大城マネージャー

満たさなくていいということになると、現状の基準には未充足になりますので、それを充足するスタジアムが完成するまでこの制裁は課され続けることになると思いますが、沖縄県のように別のスタジアムの整備を目指している場合は、現在のホームスタジアムに屋根をかけるという計画でなくても、別のスタジアムに屋根をかけるということでご提出いただくケースはあるかと思います。

Q:

今回初めて申請して交付された栃木シティフットボールクラブに対する評価をお聞かせください。

A: 大城マネージャー

特段私から申し上げる評価はございません。J3ライセンス交付規則に定められた基準を充足していると理事会にご判断いただいたので、今回交付ということになりました。

Q:

高知ユナイテッドSCについて、今回は経営的な面の瑕疵があったという理由で取り下げていると思います。そこから新たに申請するにあたって、Jリーグからサポートがあったと聞いています。明らかにできる範囲で構いませんので、どのようなサポート・アドバイスをされたか教えてください。

A: 大城マネージャー

高知だけではなく、今回申請されたJFLのクラブはJクラブではありませんので、Jリーグがサポートをしているということはありません。色々お話をさせていただいたことをサポートだと受け止められているのかもしれませんが、昨年、高知は財務的な瑕疵があったというよりは、判定において確認が必要な事項が残っていたので継続審議という扱いとなり、途中でクラブから順位的に入会要件を満たさないということで取り下げになりました。経営体制を刷新され、これまでの財務状況も引き継いでいます。我々で状況を確認し、既存のJクラブの事例をお話させていただきましたが、そうしたことをサポートと考えられていらっしゃるかもしれません。何か具体的にサポートしたことはございません。高知だけではなく、他のクラブにも行っていることです。

Q:

今年、JFLのホームゲームの平均入場者数 2,000 人、トータルでの入場料収入が 1,000 万円という資格要件が設定されましたが、設定されたのがJFLの開幕の約 10 日前のことでした。これは、JFLが独自で決めたことなのか、もしくはJリーグから何かしらの提案があったのでしょうか。

A: 大城マネージャー

これはJリーグの理事会で決定したのですが、理事会での議論が長引いてしまい、決定したのがJFLの開幕直前になってしまったことは、担当者として申し訳なかったと思っています。

JFLの皆様ルール改定をご説明させていただく際も、その点はお詫びを申し上げました。非常に難しい取り組みになってしまったかと思いますが、現状大変ご努力をいただいていると思っています。

Q:

最後の質問に関しては、実際にJFLの関係者に取材した際、目標設定が明確になったからこそ努力できたということを知っており、ネガティブな意見ではなかったということをお伝えしておきます。

Q:

これまでヒアリングが重ねられた中で、FC琉球について、なぜ今年の5月に直接的な指摘があったのでしょうか。

A: 大城マネージャー

5月に直接的な指摘というのが、具体的に何を指されているのかわかりませんが、秋田、鹿児島、琉球については、クラブとの意見交換、施設基準 Jリーグが随時ヒアリングを行うという特記事項があります。5月だけにとどまらず、意見交換や情報の確認をさせていただいています。5月に突然我々が何か指摘をしたということはありません。

Q:

5月というのが、クラブ側から、Jリーグと県と色々なお話をしているときに温度感が高めだったという話を伺いました。ヒアリングを重ねてきたという事実は承知していたのですが、我々もそうした理解でした。琉球に課されている制裁内容は、昨年課されていた制裁内容と同じということで良いでしょうか。(B等級基準に関する制裁)

A: 大城マネージャー

昨年从今年にかけては制裁内容の変更は行っておりません。昨年度と同じ制裁になります。

Q:

今後シーズン移行に伴い、ライセンス判定の時期、決算の時期など、どのようにクラブ側に伝えているのか、今後のスケジュールを教えてください。

A: 大城マネージャー

シーズン移行に伴う経営上の決算等の影響については、昨年、経営管理をテーマにした分科会でもクラブの皆様に出していただき、意見交換を行っています。シーズン移行に伴って当然クラブライセンスの判定スケジュールも、新しいシーズンの前に判定を行わなくてはなりません。詳細なスケジュール設定はこれからですが、半年くらいずれるようなイメージを持っていただければと思います。

クラブの決算期をどうするかについては、リーグからモデルケースは示すかもしれませんが、最後はクラブごとの判断になります。リーグから決算月をこの月にしてくださいということは決めませんので、新しいクラブライセンス判定スケジュールに対応したタイミング等をご検討いただくことになると思います。

Q:

今までの財務基準の判定は、判定する側の基準に沿ったスケジュールで判定していたのか、もしくはクラブの財務スケジュールに沿って判定していたのでしょうか。

A: 大城マネージャー

判定については、Jリーグが定めている交付規則の中で定めた提出物があり、クラブごとの決算期

に合わせてご提出いただいていた。現状は最終的な審査基準の提出期限は6月末ですが、現状のJクラブは12月決算、1月決算、3月決算の3パターンになっています。3月決算のクラブは、6月末の時点で確定した決算をご提出いただきました。その後の進行期の状況は決算期によって異なりますが、クラブの決算期が異なることで、提出物が大きく異なることは無く、大きな問題はありませんでした。新しいカレンダーになった際は、クラブの決算期も様々になる可能性もありますので、我々も慎重に判断していく必要があると考えています。